

# 『幸せな老後』の。お金の選び方とは

お得な取り方なんてないって言ったのに  
取り方に、メリットとかデメリットとか  
何が本当なのか全然わからないわー



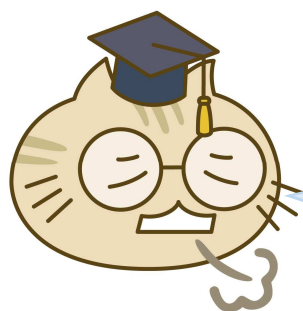
そうだよ。受け取り方には得も損もないんだけどね・・・  
一時金で受取るにも、年金でコツコツ受け取るにも  
それぞれの違いがあるんだよ。  
それをわかった上で選んでほしいってってるの。



一時金と年金の違いって・・・  
すぐ受け取るか、コツコツ受け取るかの  
違いだけなんじゃないの？



お金の受取り方としての違いはそれだけだけど。  
税金の事とか、未来の年金の事とか、確定申告とか・・・  
いろいろお金にはくっついてくるものがたくさんあるでしょ？  
今だって、給料明細にはたくさん引かれてるお金があるよね



そう言われたら・・・  
社会保険だの、所得税だの、市県民税だの  
いろいろお給料から引かれてたわねー



若い時は、給料明細もろくに見てなかったのにね。  
そうそう、一時金でも、年金でも受取るときは当然ながら  
「税金」は納めないといけないんだよ。  
でも少し違いがあるから、ちょっと見ていこうか。



# 全額一時金で受け取った場合の税金って？

『退職所得控除』で税金がかからないかも？！

退職金は長年勤務された成果であることと、老後の生活を支えるお金なので 税務上すごく優遇されています。退職金の税金は下記の算式で計算されるので確認してみましょう。

- 課税対象となる金額を求めてみる。

$$\text{課税退職所得金額} = \{\text{退職金} - \text{退職所得控除額}\} \times 1 / 2$$

★退職所得控除額 (1年未満の端数は1年とする)

勤続年数	退職所得控除額の計算式
20年以下	勤続年数×40万円 (80万円に満たない場合は80万円)
20年以上	(勤続年数-20年)×70万円+800万円

例えば…。勤続20年：800万円 30年：1500万円 35年：1850万円

私はね、38年間働いてたんだよねえ。我ながらよくやったなあと♪  
それでね、退職一時金は「250万円」で企業年金は「650万円」なの。



まず、退職所得控除額は20年以上だから…  
(38年-20年)×70万円+800万円 = **2,060万円** だね。



+



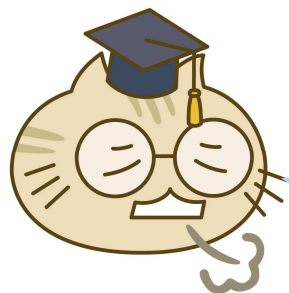
=

**900万円**

**2,060万円**までは『退職所得控除』が使えるから  
全部一時金で受け取っても税金はかからないよね。

\*上記以外に、自分で運用していた「確定拠出年金」も関係します。

退職金にはこんなにお得な制度があるのねえー  
今までお給料からたくさん引かれてきたからねえ…。  
なんだかすごく得した気分♪



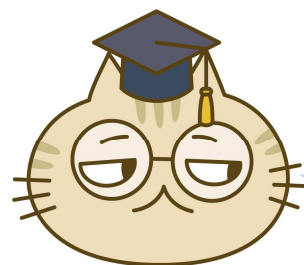
うん……。そうなんだよ。税金だけのことを考えればお得だね。  
今までたくさん「税金」を納めてきてるからね。  
でもね、前回教えたけど『じゃあ、全額一時金でもらっちゃおう！』  
ではだめだよ。将来のお金のこと忘れてはいけないんだから……

そうだったわ……。私の事だから、  
税金がかからなかった分、「得したー！！」って  
たくさん無駄使いしてしまいそう……。



そうだよー。人それぞれ「ライフスタイル」が違うように  
みんな自分に合う、「素敵な老後」を送るために考えなきゃだめだよ。  
だから「税金がかからない」だけのメリットと受け取ってはだめなの

それはそうだよねー。  
「素敵な老後」に向けて、みんな考えてるのね  
でも、「税金がかからない」ってすごい魅力でしょ  
ついつい「一時金」を即決してしまいそう。



まあねー。「税金がかからない」ってインパクト強いんだよね。  
それだけ長い間「たくさんの税金」を納めてきたんだもんね。  
でもね、まだまだ「一時金」と「コツコツ年金」の違いはあるから  
最後まで聞いてからでも悪くないと思うよ。

\*この内容は、2024年2月現在の「ノーリツ企業年金基金規約」に基づき作成しています。

## 『幸せな老後』のお金の選び方

今までお給料から引かれていた「税金」。納めるのが義務だと思っていたし、  
「税金高いな」と感じながらも過ごしてきましたが、「退職金」の選び方次第で  
税金の種類も額も変わってきます。わかりにくい制度、一緒に学習しませんか？

